

令和8年度 放置自転車等総合対策業務委託に関する質問書

法人等名称（ ）

担当者及び連絡先

部 署：

担当者：

電 話：

E-mail：

質問箇所	質問事項
(例) 募集要項〇ページ 2 (1) など	(要点のみ簡潔に記載すること)

《注意事項》

- ・電子メールにより提出すること。

提出先：la0082@city.osaka.lg.jp

提出期間

令和7年10月3日（金）～令和7年10月15日（水）

- ・電子メールの件名は【質問：令和8年度 放置自転車等総合対策業務委託プロポーザル(会社名)】とする こと。

公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書

令和 年 月 日

大阪市建設局長 様

住所又は事業所所在地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名

大阪市入札参加資格承認番号

--	--	--	--	--	--

次の業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて参加申請するとともに、本プロポーザル参加に際して、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、是正の必要が生じたときには、貴局と十分協議し、誠意を持って改善措置を講じ、円滑な業務遂行に努めます。

1 業務名称

令和 8 年度 放置自転車等総合対策業務委託

2 誓約事項

- (1) 当社は、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しません。
- (2) 当社は、公募型プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていません。また、同要綱別表に掲げるいずれの措置要綱にも該当しません。
- (3) 当社は、公募型プロポーザル参加申請時において、会社再生法に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされていません。
- (4) 当社は、直近 1 事業年度の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納しています。
- (5) 当社は、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備しています。
- (6) 当社は、平成 27 年度以降に、放置自転車対策にかかる調査、分析、計画策定及び撤去のいずれかの業務の契約及び履行した実績を有し、または、実績を有している事業者と共同体を結成しています。
- (7) 当社は、共同体を結成して申請する場合は、以下の要件を全て満たしています。
 - ア 当社は、共同体の代表者となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持ちます。なお、代表者は業務の遂行に責任を持つことができる事業者とします。
 - イ 参加申請以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更はしません。
 - ウ 構成員すべての事業者が上記(1)～(5)の基準すべてを満たしています。
 - エ 代表者とならない事業者にあたっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されて

いる委任状を提出します。

オ 参加申請時に共同体の結成届及び協定書の写しを併せて提出します。なお、協定書にはそれぞれの事業者の役割分担が詳細かつ明確に記載します。

カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となりません。

キ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となりません。

(8) 事業所所在地など、申請内容に変更が生じた場合、速やかに業務担当部局に報告します。

(9) 業務委託決定後は、発注者と十分に調整を図るとともに、誠意をもって必ずこれを履行します。

3 連絡先

部署名 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

E メール _____

(共同体での申請用)

委 任 状

令和 年 月 日

大阪市建設局長 様

(構成員) 住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者職氏名

私は、下記の者を代表者として、「令和8年度 放置自転車等総合対策業務委託」
に係る次の権限を委任します。

(代表者) 住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者職氏名

委 任 事 項

- 1 質問書の提出について
- 2 企画提案書の提出その他応募に必要な事項について
- 3 参加辞退について
- 4 契約の締結について

【様式4】

令和 年 月 日

業務委託特別共同企業体結成届

大阪市建設局長 様

共同企業体の名称

〇〇・〇〇特別共同企業体

構成員（代表者）住所

会社名

代表者

構成員

住所

会社名

代表者

この度、下記業務を受託するため、特別共同企業体を結成しましたので、業務委託特別共同企業体協定書の写しを添えて結成届を提出します。なお、この届および添付書類の全ての記載事項は、事実と相違のないことを誓約します。

記

1 業務名

令和8年度 放置自転車等総合対策業務委託

業務委託特別共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 ○○発注に係る○○業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「○○業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、○○業務の委託契約の履行後○カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) ○の部分には、例えば3と記入する。

- 2 ○○業務を受託することができなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該○○業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○○市○○町○○番地
○○株式会社
○○県○○市○○町○○番地
○○株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、○○業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産または解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産または解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。
ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産または解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。 〇
〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

企画提案書

業務の名称 令和 8 年度 放置自転車等総合対策業務委託

履行期限 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（予定）

標記業務の提案書に関する資料を提出します。

令和 年 月 日

大阪市建設局 総務部 自転車対策担当課長 様

提出者） 住 所
 電話番号
 会 社 名
 代 表 者
作成者） 担当部署
 氏 名
 T E L
 F A X
 E-mail

（共同企業体の場合は、以下のように記入すること）

住 所：共同体事務所の所在地

電話番号：共同体事務所の電話番号

F A X：共同体事務所の FAX

会 社 名：〇〇業務 △△・□□共同体

代 表 者：△△(株) 役職名 氏名

 □□(株) 役職名 氏名

辞退届

業務の名称 令和 8 年度 放置自転車等総合対策業務委託

履行期限 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（予定）

表記業務について、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで参加申請書を提出しましたが、下記理由により提案書の提出を辞退します。

（辞退理由）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市建設局 総務部 自転車対策担当課長 様

提出者）住 所
 電話番号
 会 社 名
 代 表 者

作成者）担当部署
 氏 名
 電話番号
 FAX 番号
 E-mail